

政令指定都市になれば

② 市民のニーズに、より的確に対応できるようになります

県が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深い事務の多くが市に移ることで、効率的な事務が行えるようになり、行政サービスのスピードアップが図られ、市民のみなさんの要望に対応しやすくなります。



市民生活に関わりの深い事務や知事の許可・認可などの権限が県から市へ移ります



●政令指定都市になった場合に新たに行う主な業務

保健・福祉	精神保健福祉センターの設置
	身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置
	療育手帳の交付
	自立支援医療費（精神通院医療）の支給
	有料老人ホームの設置の届出の受理等
土木・都市計画等	道路（国・県道）の管理 ※国道3号、57号、208号を除く
	加勢川の一部など市内の8河川の管理
	水前寺江津湖公園広木地区の管理
	大規模小売店舗の新設届出の受理等
	中心市街地活性化・特例区域の指定等
	都市計画の決定 ※線引きを除く
教育	県費負担小・中学校教職員の任免及び給与の決定
	文化財保護法に規定する届出の受理等
その他	旅券（パスポート）の申請受付・交付等
	特定非営利活動法人（NPO法人）の設立及び定款変更の認証等

③ 財源が増え、市民生活をより充実させることができます。

政令指定都市になると、市が行う事務が増えるため、それに伴い市が支出するお金も増加します。このため、地方交付税が増額されたり、国や県から新たに財源が移されるなどの措置がとられ、市が使用できる財源が増加します。また宝くじの発行もできるようになります。

この増加した財源は、基本的には新しく増えた事務に対応するためのものですから、全てを新しい事業に使えるわけではありませんが、財源を有効に活用することで、市民サービスをより充実させ、豊かなまちづくりを行うことが可能となります。

④ 都市のイメージがアップします。

現在、指定されている政令指定都市は、どの都市も全国的に知名度が高く日本を代表する都市です。

政令指定都市となれば、全国的・国際的に知名度が高まり、都市のイメージアップが図れます。

その結果、人・モノ・情報の交流が進み、企業の進出や雇用の拡大、重要プロジェクト・国際的イベントの開催などが期待できます。

